

## インバウンドを対象とした食ブランド発信事業委託業務処理要領(案)

### 1 目的

この要領は、北海道（以下「委託者」という。）が〇〇〇（以下「受託者」という。）に委託する「インバウンドを対象とした食ブランド発信事業委託業務」を円滑かつ効率的に運営するために必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 業務内容及び業務実施方法等

委託する業務の内容は次のとおりとし、大阪・関西万博の開催を契機として、あべのハルカスや日本の玄関口である羽田空港及び成田空港において、インバウンドに対して道内各地域の食と観光の魅力を発信し、道産食品のブランド力向上及び海外需要の獲得を図るものとする。

なお、業務の遂行に当たっては、事業を円滑に進められるよう、他の道施策との連携も含めて、具体的な取組については、北海道経済部食関連産業局食産業振興課と協議の上、実施すること。

#### (1) あべのハルカス近鉄本店における食と観光の魅力発信に係る取組

あべのハルカス近鉄本店内において、大阪・関西万博等で訪れるインバウンドを対象に、道内市町村・物産協会と連携した北海道フェアを実施すること。

ア 会 期：令和7年（2025年）9月のうち1週間程度

午前10時～午後8時を想定

イ 場 所：下記2会場（別添「近鉄百貨店あべのハルカス本店2階」参照）

・北海道どさんこプラザあべのハルカス店

・あべのハルカス近鉄本店2階イベントスペース

ウ 販売商品数：2会場あわせて道産食品100品以上

※そのうち、道施策商品を20品以上販売すること。

なお、道施策商品を販売する際、説明用POP・ポスター等を掲示すること。

エ 陳列販売：常温、冷凍及び冷蔵商品を販売できる環境（什器等）を整えること。

オ 対面販売：2会場あわせて5者が対面販売（試飲試食販売あり）を行えるようにすること。

カ 広 報：両会場において、ポスター等を活用し、インバウンドに対して北海道の食と観光の魅力が伝わるようなプロモーションを実施すること。

キ その他：

(ア) インバウンドに対して、効果的に道産食品の魅力を伝えるため、あべのハルカス近鉄本店2階イベントスペースにて、次の項目を含む有料試飲試食販売を行うこと。

・試飲試食できる場（バーカウンターなど）を6席分設けること。

・商品販売は、北海道産ワイン、日本酒及びチーズを必須とし、その他の商品についても、提案可能とする。

なお、(1)ウの販売商品数に含める。

(イ) (1)エで販売する商品及び(1)オに出店する事業者は、道と調整の上決定すること。

(ウ) 出品する商品は道産食品（道内で生産、製造又は加工が行われ、(1)イにおいて、最終消費者に対して販売することができるもの）とし、出品事業者は道産食品の製

造・販売を行う事業者(道内に本支店等を有するものに限る。)、道内市町村及び物産協会等とすること。

(エ) 通訳員や翻訳機を配置するなど、インバウンドに対して販売商品の説明ができるように工夫すること。

(2) 羽田空港における食と観光の魅力発信に係る取組

羽田空港施設内において、インバウンドを対象に、道内市町村・物産協会と連携した北海道フェアを実施すること。

ア 会 期：令和7年(2025年)9月のうち1週間程度  
午前10時～午後6時を想定

イ 場 所：下記2会場  
・北海道どさんこプラザ羽田空港店  
・羽田空港第3ターミナルイベントスペース(面積20～30㎡程度を想定)

ウ 販売商品数：2会場あわせて道産食品100品以上  
※そのうち、道施策商品を20品以上販売すること。  
なお、道施策商品を販売する際、説明用POP・ポスター等を掲示すること。

エ 陳列販売：常温、冷凍及び冷蔵商品を販売できる環境(什器等)を整えること。

オ 対面販売：2会場あわせて3者が対面販売(試飲試食販売あり)を行えるようにすること。

カ 広 報：羽田空港内におけるデジタルサイネージ等を活用し、フェア開催告知及びインバウンドに対して北海道の食と観光の魅力が伝わるようなプロモーションを実施すること。  
※放映期間はフェア開催期間を含む1ヶ月程度  
※プロモーション動画は、道から提供

キ その他：

(ア) (2) エで販売する商品及び(2) オに出店する事業者は、道と調整の上決定すること。

(イ) 出品する商品は道産食品(道内で生産、製造又は加工が行われ、(2) イにおいて、最終消費者に対して販売することができるもの)とし、出品事業者は道産食品の製造・販売を行う事業者(道内に本支店等を有するものに限る。)、道内市町村及び物産協会等とすること。

(ウ) 通訳員や翻訳機を配置するなど、インバウンドに対して販売商品の説明ができるように工夫すること。

(3) 成田空港における食と観光の魅力発信に係る取組

成田空港施設内において、インバウンドを対象に、道内市町村・物産協会と連携した北海道フェアを実施すること。

ア 会 期：令和7年(2025年)9月のうち1週間程度  
午前10時～午後6時を想定

イ 場 所：成田空港第1旅客ターミナル 北海道食賓館

ウ 販売商品数：道産食品50品以上

※道施策商品を20品以上販売すること。

なお、道施策商品を販売する際、説明用POP・ポスター等を掲示すること。

エ 陳列販売：常温、冷凍及び冷蔵商品を販売できる環境（什器等）を整えること。

オ 対面販売：3者が対面販売（試飲試食販売あり）を行えるようにすること。

カ 広 報：成田空港内におけるデジタルサイネージ等を活用し、フェア開催告知及びインバウンドに対して北海道の食と観光の魅力が伝わるようなプロモーションを実施すること。

※放映期間はフェア開催期間を含む1ヶ月程度

※プロモーション動画は、道から提供

キ その他：

(ア) (3) エで販売する商品及び(3) オに出店する事業者は、道と調整の上決定すること。

(イ) 出品する商品は道産食品（道内で生産、製造又は加工が行われ、(3) イにおいて、最終消費者に対して販売することができるもの）とし、出品事業者は道産食品の製造・販売を行う事業者（道内に本支店等を有するものに限る。）、道内市町村及び物産協会等とすること。

(ウ) 通訳員や翻訳機を配置するなど、インバウンドに対して販売商品の説明ができるように工夫すること。

(4) インバウンドの購買動向調査

インバウンドの購買動向を把握するため、購買動向調査の項目を設定の上、(1)～(3)において、それぞれ50件以上の調査を実施すること。

なお、調査結果については、(1)～(3)の会場に出品及び出店した事業者に対してフィードバックすることとし、フィードバックの手法については提案すること。

(5) 報告書の作成

次の項目を含む報告書の作成をすること。

なお、下記エについては、提案すること。

ア (1)～(3)の実施結果（売上実績、売上分析を含む）

イ (4)の調査結果

ウ 当該事業実施後のインバウンドに係る課題、対応策及び今後の展開方法

エ その他、事業成果として報告できる項目

3 実績報告、調査及び概算払いについて

(1) 受託者が、契約書第11条に基づき委託業務完了後に提出する実績報告書等は、次のとおりとする。

ア 実績報告書（別記第1号様式）

報告書の納入形態は、紙媒体（A4版）2部、電子媒体（CD-R又はDVD-R）1式とする。電子媒体は、Windows10で起動するMicrosoft Officeで対応可能なものとする。

イ 収支精算書（別記第2号様式）

(2) 受託者が、契約書第14条に基づき概算払の請求の際に提出する書類は次のとおりとする。

ア 概算払請求書（別記第3号様式）

イ 収支計画書（別記第4号様式）

（3）受託者が再委託を行う際に提出する様式は次のとおりとする。

再委託届出書（別記第5号様式）

#### 4 提出書類

3の収支精算書を提出するときは、次の書類を添付するものとする。

なお、委託期間中の現地調査、業務の処理状況に関する報告等において、随時提出を求めることがあるので常に整備しておくこと。

##### （1）人件費

業務日誌(写)、出勤簿(写)、給与台帳(写)、給与支払明細書(写)、雇用契約書(写)、標準報酬決定通知書(写)、領収書(写)及び銀行等の振込受取書(写)又はこれらに類する書類

##### （2）旅費

出張命令書(写)、出張復命書(写)（出張内容がわかる資料）、交通費等の領収書(写)等及び銀行等の振込受取書(写)又はこれらに類する書類

##### （3）その他の経費

請求書(写)、契約書(写)、発注書(写)、納品書(写)、領収書(写)及び銀行等の振込受取書(写)又はこれらに類する書類

（4）インターネットバンキングを利用して経費の支払を行ったときは、画面の写しを提出すること。

#### 5 再委託について

（1）再委託は原則禁止とする。必要により業務の一部を再委託しようとするときは、あらかじめ次の書面を提出し委託者の承諾を得なければならない。

ア 次の事項を記載した書面

（ア）再委託の相手方の商号又は名称及び住所

（イ）再委託する業務の範囲

（ウ）再委託する理由及びその必要性

（エ）再委託の契約金額

（オ）再委託の相手方に対する業務の管理履行体制

（カ）再委託の相手方の履行実績、組織体制、職員の状況

イ 再委託の相手方の法令等を遵守する旨の誓約書

（2）再委託の承諾を得た場合は、受託者が再委託の相手方への管理監督を行うものとする。

（3）再委託の相手方に対して道との契約書を準用した約定、契約内容や留意事項の十分な説明と理解を得るものとする。

（4）再委託の相手方が第三者に委託することのないよう受託者から再委託の相手方に指導すること。

#### 6 その他

（1）委託者は、委託期間中に業務の処理状況等に関する報告書の提出を求めて調査するものとし、また、必要に応じ、現地調査を行うものとする。

（2）道と協議の上、事業を進めていくこと。